

高砂市地域公共交通活性化協議会規約

（設置）

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）の作成に関する協議及び地域公共交通計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、高砂市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号高砂市役所内に置く。

（所掌事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 地域公共交通計画の作成及び変更の協議に関すること。
- （2） 地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること。
- （3） 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- （4） 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関すること。
- （5） 市が運営する有償運送の必要性に関すること。
- （6） 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

（組織）

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 協議会は、特に必要があると認めるときは、前項の委員以外の者を委員として選任することができる。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

（役員）

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- （1） 会長 1人
- （2） 副会長 1人
- （3） 監事 2人

- 2 会長は、委員の互選により選任する。

- 3 副会長及び監事は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長、副会長及び監事は、兼ねることができない。

（役員の職務）

第7条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の出納の監査を行い、その結果を協議会に報告する。

（会議）

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、会議に代理人を出席させることができる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開する。ただし、開催日時及び開催場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事の概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（書面会議）

第9条 前条第1項の規定にかかわらず、会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議を招集せず、書面を各委員に送付し賛否を問うことにより、会議に代えることができる。

- （1）緊急性があるとき。
- （2）災害その他の理由により会議を招集することが適当でないとき。
- （3）議題となる事項の内容が軽微なものであるとき。

（結果の尊重義務）

第10条 委員は、協議会において協議又は連絡調整が調った事項については、その結果を尊重しなければならない。

（分科会）

第11条 第3条各号に掲げる事項及びその他事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他分科会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

（事務局）

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、高砂市役所都市創造部都市住宅室都市政策課内に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会に関し必要な経費は、補助金、負担金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散したときは、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和6年10月24日から施行する。

2 令和8年3月31日以前に選任された委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

3 この規約の施行の日以後及び委員の任期満了の日後最初に開かれる会議は、第8条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

別表（第4条関係）

区分	委員
計画作成地方公共団体	高砂市都市創造部長
公共交通事業者	神姫バス株式会社の代表又はその指名する者
	一般社団法人兵庫県タクシー協会東播支部の代表又はその指名する者
	西日本旅客鉄道株式会社の代表又はその指名する者
	山陽電気鉄道株式会社の代表又はその指名する者
道路管理者	兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所長又はその指名する者
交通管理者	兵庫県高砂警察署長又はその指名する者
地域公共交通の利用者	連合自治会の代表又はその指名する者
	社会福祉協議会の代表又はその指名する者
	商工会議所の代表又はその指名する者
	市民代表
学識経験者	学識経験者
その他必要と認める者	神戸運輸監理部兵庫陸運部長又はその指名する者
	兵庫県土木部交通政策課長又はその指名する者
	神姫バス株式会社労働組合の代表又はその指名する者